

## 令和7年度第4回総会（月例）議事録

日 時	令和7年6月27日（金） 午前10時開会
場 所	教育総合センター3階 青年会館
出席委員 (19名)	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠席委員 (0名)	
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、川島、溝川、小村、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、福元 主査 迫、上崎 主任 指宿、矢崎、米倉、真方
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 相続税の納税猶予に関する件 8 農用地利用集積等促進計画に関する件 9 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正について

議長	<p>開会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第4回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>また、本日は傍聴者が1名いらっしゃいますのでご報告いたします。</p> <p>傍聴人におかれましては、鹿児島市農業委員会会議規程第11条の規定に基づき、定められた場所で傍聴し、議長の指示に従っていただきますようお願いします。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、黒沢委員、室屋委員にお願いいたします。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題8、「農用地利用集積等促進計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
----	---

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～6ページ 20件	
議長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。まず、谷山、2番委員お願いします。
2番委員	ご報告します。 番号1号、申請理由：労力不足、新規就農、権利の種別：所有権移転、売買。 番号2号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。 番号3号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号5号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、10年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	ご報告します。 番号6号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号7号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、吉田、1番委員お願いします。
1番委員	ご報告します。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号9号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号11号、その他資金、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、桜島、6番委員お願いします。

6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>こちらの申請について補足して説明いたします。</p> <p>譲受人は、経営面積はありませんが、本市において親戚等の農地で20年以上の農業経験があることから、新規就農者には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はありませんが、10年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号14号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「3番委員」挙手あり]</p> <p>はい、3番委員どうぞ。</p>
3 番 委 員	番号9ですが、今回、規模拡大で農地取得する一方で、貸付地が7, 359m <sup>2</sup> もあるのですが、説明をお願いします。

吉田支局	この譲受人は、兼業農家時に利用権設定で農地の貸付をしていたものです。貸借期間が未到来で貸付中のため、貸付地として残っているものです。貸借後は規模拡大の相談を受けております。
3番委員	わかりました。
13番委員	番号4ですが、神奈川県に在住で、贈与後も6, 550m <sup>2</sup> の農地が残ることになりますが、今後どのような管理になるのでしょうか。
伊敷支局	譲渡人の残りの農地につきましては、25ページの非農地証明願が出されており、非農地証明を発行する予定になっております。
13番委員	わかりました。
17番委員	番号11ですが、申請事由で「その他資金」とは何でしょうか。
吉田支局	その他資金については、譲渡人家族の就学のための資金が必要とのことでした。
17番委員	わかりました。
16番委員	農業委員会の役目として、新規就農者の支援、確保、育成、委託が一つの仕事にもありますが、番号1ですが、80m <sup>2</sup> という小規模での新規就農となっていますが、今後の規模拡大等の計画があるのでしょうか。
谷山支局	譲受人の方はまだ会社に勤めており、現在のところは、規模拡大等の計画はございません。
16番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

**議題2. 農地転用事業計画変更に関する件**

7ページ～8ページ 5件

議長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」松元の番号1、郡山の番号2号及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号5、6号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、谷山、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：住家1棟20.16m<sup>2</sup>、庭敷地等210.84m<sup>2</sup>、変更後：住家1棟81.77m<sup>2</sup>、庭敷地等149.23m<sup>2</sup>、申請事由：承継人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和2年2月10日、許可番号：農委第0125-51号。</p> <p>番号2号、変更前：駐車場45.00m<sup>2</sup>、変更後：駐車場45.00m<sup>2</sup>、申請事由：承継人が駐車場とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和2年2月10日、許可番号：農委第0125-50号。</p> <p>この件は、12ページの第5条、番号5と13ページの番号6と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号5号、用途・施設：住家1棟81.77m<sup>2</sup>、庭敷地等149.23m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…宅地、南…農道、北…他人畠、境界…ロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、駐車場45.00m<sup>2</sup>、東…宅地、西・南…山林、北…農道、境界…ロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：令和7年3月1日～令和7年7月31日、変更後：令和7年3月1日～令和7年10月31日、申請事由：天候不良により伐採作業の大幅な遅れが生じている為、利用期間を延長するもの。権利の種別：賃貸借権、許可日：令和7年4月10日、許可番号：農委第0675-18号。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、変更前：建売住宅5棟488.84m<sup>2</sup>、庭敷地等1,546.16m<sup>2</sup>、変更後：宅地分譲5区画1,353.04m<sup>2</sup>、がけ規制地611.00m<sup>2</sup>、水路46.13m<sup>2</sup>、申請事由：当初計画は建売住宅5棟の計画をしていたが、資材高騰などの影響で計画通りに実施できず、特定建築条件付土地に計画を変更し、売却しやすい環境を整え、収益増加及び経営安定化を図る為。権利の種別：所有権移転、許可日：令和6年8月6日、許可番号：農委第0685-2号。</p> <p>この件は、9ページの第4条、番号1と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号1号、用途・施設：宅地分譲5区画1,353.04m<sup>2</sup>、がけ規制地611.00m<sup>2</sup>、水路46.13m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東…河川管理道路、西…山林、南…他人田、北…他人田、他人畠、境界…コンクリート擁壁、雨水…河川放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>先ほどの事業計画変更と地番、登記簿地目、面積に相違がありますが、これは当初許可後、申請人が当該地の測量を行い、区画に合わせて合筆、分筆及び地目変更を行ったことにより、当初申請から変更になっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、変更前：宅地分譲2区画544.00m<sup>2</sup>、変更後：宅地分譲3区画544.00m<sup>2</sup>、申請事由：当初計画の宅地分譲2区画を3区画とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和7年4月28日、許可番号：農委第0695-14号。</p> <p>この件は、9ページの第4条、番号2と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>番号2号、用途・施設：宅地分譲3区画544.00m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…宅地 西・南…市道 境界…ブロック積 雨水…市道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「3番委員」挙手あり]</p> <p>はい、3番委員どうぞ。</p>

3 番 委 員	番号1、2ですが、当初計画者が転用できなくなった理由は何でしょうか。
谷 山 支 局	申請当時、申請人の娘が鹿児島市に住んでいましたので、東京から移住する計画をしていましたが、事情が変わり、娘が東京に帰ることになったため、計画が破談したものです。
3 番 委 員	わかりました。
1 3 番 委 員	番号5ですが、当初計画者が区画を増やすことになった理由は何でしょうか。当初計画が甘かったということはなかったのでしょうか。
郡 山 支 局	当初の顧客の要望であった大区画で分譲する計画がキャンセルになり、事業の見直しにより、近年の若い世代向けの販売価格等を検討のうえ、1区画の面積を小さくし取得しやすくすることとなったためです。
1 3 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」5件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号1, 2号及び議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号5, 6号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</b> <b>9ページ～10ページ 2件</b>	
議 長	次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」の2件ですが、先程、議題2と併せて審議が終了しております。
<b>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>11ページ～21ページ 27件</b>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の2件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の25件について審議していただきたいと思います。</p> <p>まず、谷山、2番委員お願いします。</p>

2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：事務所1棟92.74m<sup>2</sup>、通路135.88m<sup>2</sup>、庭敷地等270.38m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、宅地、西…水路、渡人田、南…宅地、渡人畠、北…宅地、他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、水路放流、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、資材置場660.00m<sup>2</sup>、駐車場280.00m<sup>2</sup>、転回場等1,522.00m<sup>2</sup>、東…農道、水路、雑種地、西…他人田、南…水路、雑種地、北…農道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟98.54m<sup>2</sup>、庭敷地等183.46m<sup>2</sup>、東・西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟115.31m<sup>2</sup>、庭敷地等344.69m<sup>2</sup>、東…農道、西・南…宅地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟52.99m<sup>2</sup>、庭敷地等194.01m<sup>2</sup>、東…渡人畠、西…宅地、南…里道、北…渡人田、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、宅地分譲2区画485.00m<sup>2</sup>、東…市道、西…県道、南…宅地、雑種地、北…原野、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、宅地分譲2区画484.00m<sup>2</sup>、東…他人畠、西…農道、南…宅地、北…渡人畠、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、資材置場400.00m<sup>2</sup>、駐車場130.00m<sup>2</sup>、通路等122.00m<sup>2</sup>、東…他人畠、西…里道、南・北…宅地 境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、資材置場366.71m<sup>2</sup>、東…宅地、他人畠、西…別件5条申請地、南…水路、北…市道、他人畠、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、宅地分譲2区画624.44m<sup>2</sup>、東…別件5条申請地、西…宅地、水路、南…水路、別件5条申請地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、水路放流 汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、宅地分譲1区画264.00m<sup>2</sup>、東…市道、西・南…渡人畠、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、貸車両置場150.00m<sup>2</sup>、転回場等306.00m<sup>2</sup>、東…市道、西…水路、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、住家1棟66.66m<sup>2</sup>、庭敷地等416.86m<sup>2</sup>、東…私道、宅地、西…宅地、他人畠、南…宅地、北…市道、私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、貸資材置場133.00m<sup>2</sup>、駐車場85.00m<sup>2</sup>、転回場等60.00m<sup>2</sup>、東・西・南…宅地、北…水路、境界…ブロック積、雨水</p>
------	---

	<p>…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は道路に接していませんが、譲受人の所有する東側の宅地を通って使用します。</p> <p>また、申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成27年ごろから資材置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号17号、住家1棟132. 68m<sup>2</sup>、庭敷地等294. 92m<sup>2</sup>、東・北…原野、西…市道、南…貸人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号18号、通路133. 00m<sup>2</sup>、東…生活道、西…原野、南…渡人畠、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、住家1棟67. 07m<sup>2</sup>、庭敷地等162. 93m<sup>2</sup>、東・西・南…渡人畠、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、住家1棟99. 27m<sup>2</sup>、庭敷地等399. 73m<sup>2</sup>、東・西…私道、南…渡人畠、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、駐車場575. 00m<sup>2</sup>、転回場等887. 92m<sup>2</sup>、東・南・北…宅地、西…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、農地法第5条の転用許可が必要であることを知らずに、令和4年10月頃から、当該申請地を、譲受人が経営する介護老人保健施設の職員用駐車場として使用しておりましたが、今回、農業委員会の指導にもとづき、「始末書」添付のうえ、改めて申請がなされたものでございます。</p> <p>つきましては、今後、このような事のないよう、代理人を通じて指導したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、吉田、1番委員お願いします。
1番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、事務所1棟144. 40m<sup>2</sup>、倉庫兼車庫1棟344. 96m<sup>2</sup>、資材置場155. 00m<sup>2</sup>、駐車場100. 00m<sup>2</sup>、転回場等1, 938. 64m<sup>2</sup>、東・南・北…市道、西…他人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議長	次に、桜島、6番委員お願いします。
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号23号、既存住宅1棟106.51m<sup>2</sup>、庭敷地373.35m<sup>2</sup>、駐車場42.50m<sup>2</sup>、転回場等108.50m<sup>2</sup>、東…里道、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号24号、宅地分譲3区画883.00m<sup>2</sup>、東…私道、水路、西…宅地、南…水路、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号25号、住家1棟79.49m<sup>2</sup>、庭敷地等399.81m<sup>2</sup>、東・西…宅地南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借。</p> <p>番号26号、建売住宅1棟102.80m<sup>2</sup>、庭敷地等377.20m<sup>2</sup>、東・南…他人田、西…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南西に約1kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、7番委員お願いします。
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号27号、宅地分譲1区画726.74m<sup>2</sup>、東・南…宅地、西・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号26号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>「16番委員」挙手あり]</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	番号23ですが、転用の用途等が「レジャー施設」で既存住宅1棟となっているが、どのような事業計画なのでしょうか。
桜島支局	隣接する既存住宅を改修し、民泊事業を行うもので、当該地畠はその宿泊客の駐車場として整備するものです。
16番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4、「農地法第5条許可申請に関する件」25件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号26号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題5. 非農地認定に関する件</b> <b>22ページ～30ページ 19件</b>	
議長	次に、議題5、「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、12番委員お願いします。
12番委員	ご報告します。 番号1号、調査結果：雜木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、谷山、2番委員お願いします。

2番委員	ご報告します。 番号2号、調査結果：住家3棟、45年経過、現況宅地。 番号3号、調査結果：住家2棟、84年経過、現況宅地。 以上です。
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果：5029-1、5029-2：杉、雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。5316-乙：杉、約40年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：雜木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：9491-1、9491-2：雜木・孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。9916：雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。9543：雜木・大名竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：2529、2550、2800：雜木自然繁茂、約40年経過、現況山林。2918：杉、雜木・孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。3014-1、6632：雜木・ゴキ竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。3708、3709：住家1棟、67年経過、現況宅地。3710、3711-1：杉、孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。3927、3928：雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号8号、調査結果：8260、8260-口、8272：雜木自然繁茂、約40年経過、現況山林。8271-1：杉、孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。8349-乙、8437-1、8438-イ、8438-口：雜木・孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	ご報告します。 番号9号、調査結果：6249-32：雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。6318-1、6319-1：大名竹・雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号10号、調査結果：住家1棟、51年経過、現況宅地。 番号11号、調査結果：雜木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 番号12号、調査結果：雜木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号13号、調査結果：住家1棟、48年経過、現況宅地。 番号14号、調査結果：雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号15号、調査結果：住家1棟、28年経過、現況宅地。 番号16号、調査結果：ゴキ竹・雜木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、松元、9番委員お願いします。

9 番 委 員	ご報告します。 番号 17 号、調査結果：倉庫 1 棟、30 年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、郡山、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 18 号、調査結果：唐竹・コサン竹自然繁茂、約 15 年経過、現況山林。 番号 19 号、調査結果：クヌギ、約 20 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5. 「非農地認定に関する件」 19 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題 6. 農地利用変更届出に関する件</b> <b>31 ページ 1 件</b>	
議 長	次に、議題 6. 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、谷山、2 番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 農地に 30 センチ以上の盛土をする際には、農業委員会に届出をする必要があることから、今回提出されたものです。 番号 1 号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を図る。工事開始日：令和 7 年 7 月 1 日、工事終了日：令和 7 年 7 月 31 日、周囲の状況：東・南…宅地、西…他人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、高さ 0.47 m、作物…果樹、搬入土…黒土、シラス。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農地利用変更届出に関する件」 1 件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題7. 相続税の納税猶予に関する件

32ページ～33ページ 2件

議長	<p>次に、議題7.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>32ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続税の納税猶予とは、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農の継続を行っている場合に、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予する制度であります。</p> <p>この制度を受けようとする相続人は、相続税の申告期限から3年目ごとに、引き続きこの特例の適用を受ける旨の届出書を税務署に提出する必要がありますが、その際に農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている証明書」を添付することになっております。</p> <p>今回、2件の申請があり、令和7年6月13日に、15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>まず、申請番号1でございますが、相続開始年月日は、平成18年9月30日、今回が7回目の発行でございます。</p> <p>特例適用農地1につきまして、キュウリ作付中でございました。</p> <p>続きまして、33ページ、申請番号2をご覧ください。</p> <p>相続開始年月日は、平成21年9月30日、今回が6回目の発行でございます。</p> <p>特例適用農地1は、ビニールハウスが4棟あり、ナス、トウモロコシ、スイカ、タマネギ、深ネギ、トマト、キュウリ、カボチャ作付中でございました。</p> <p>特例適用農地2、3及び4は、ビニールハウスが3棟あり、ナス、ピーマン作付中でございました。</p> <p>また、露地にキャベツ、ゴーヤ、カボチャ作付中であり、またサツマイモを作付予定とのことでした。</p> <p>特例適用農地5及び6は、ビニールハウスが3棟あり、ピーマン、トマト、ホウレンソウ、コマツナ作付中、コショウ花が植付中でございました。</p> <p>また、露地に青シソ、カボチャ、ナス、ゴーヤ、ジャガイモ作付中、コショウ花が植付中でございました。</p> <p>したがいまして、申請番号1、2の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、それぞれ「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
<b>議題8. 農用地利用集積等促進計画に関する件</b>	
<b>別冊資料2 20件</b>	
議長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>33ページから35ページにつきましては、7番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができないので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>7番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(7番委員離席後)</p> <p>それでは、33ページから35ページにつきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>別冊資料2の2ページをご覧ください。</p> <p>番号16の借りる方が議事参与の対象になっております。</p> <p>現況は田で、面積は1,735.00m<sup>2</sup>、貸借期間は令和7年9月1日から令和13年8月31日、契約期間は6年、権利の種類は使用貸借権となっております。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、33ページから35ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8、「農用地利用集積等促進計画に関する件」33ページから35ページにつきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの19件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題8、「農用地利用集積等促進計画に関する件」について先程の分も含めまして説明します。</p> <p>別冊資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>令和7年9月1日から貸付予定の農地になります。</p> <p>使用貸借権33筆、23, 167. 00m<sup>2</sup>、賃貸借権13筆、18, 440. 00m<sup>2</sup>となっております、合計20件、46筆、41, 607. 00m<sup>2</sup>です。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、4ページから79ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「10番委員」挙手あり]</p> <p>はい、10番委員どうぞ。</p>
10番委員	出し手、受け手から書類を預かってからの流れを教えてください。

事務局	出し手、受け手の方から書類をお預かりいたしまして、事務局の方で書類の精査をします。書類に不備等がなかった場合は、直近総会で審議いただきまして、翌月に鹿児島地域振興公社が中管理事業を行っておりますので、農政総務課を通じてそこに書類を提出いたします。そこでまた書類審査がございまして、その後県に送付いたします。県の方で告示を行うため、最短でも3ヶ月は要するものとなっております。
10番委員	わかりました。
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8、「農用地利用集積等促進計画に関する件」19件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>

#### 議題9. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 別冊資料3

議長	<p>次に、議題9、「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊資料3 「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>この意見書につきましては、農業、農村の現場に一番身近な皆さまからいただきましたご意見を事務局の方で取りまとめて、今回意見書として作成したものです。これを鹿児島市に意見として提出するものです。</p> <p>それでは、読み上げさせていただきます。</p> <p>農業・農村施策に関する意見書（案）</p> <p>1 農業施策に係る予算の確保について</p> <p>国においては、令和6年6月に食料・農業・農村基本法を改正し、7年4月には具体的な取組を盛り込んだ新たな食料・農業・農村基本計画を策定され、令和7年度からの5年間を農業の構造転換を集中的に推し進める期間としております。これに合わせ、既存の農林水産予算と別枠の財源確保に努める旨、報道されております。</p> <p>鹿児島市におかれましては、厳しい財政状況ではあると存じますが、国の動向を注視していただき、国の優良財源等を活用することによってこれまで私どもが意見してまいりました農地利用最適化に資する施策の実施拡充をご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>特に有害鳥獣対策につきましては、狩猟免許取得者が減っているとの話を仄聞し、実感としても被害は増えているように感じます。また、罠や電気柵に対する</p>

鹿やイノシシ等の認知、対応力は上がっているようにも感じます。有害鳥獣による被害は、農作物への食害等で農業経営を経済的に脅かすのみでなく、イノシシが頻繁にあらわれて土を掘り返し土砂が流入した水路を復旧させる作業の繰り返しは肉体的、精神的に堪える労苦であり、高齢の農業者の廃業を早め、遊休農地化を加速させる一因ともなります。対策の工夫と強化をご検討くださいますようお願いします。

## 2 新規就農者、農業後継者への支援について

農業委員会では、遊休農地化を防止するため農地あっせんを地域の農業者に働きかけておりますが、それら農業者は現状維持が精一杯で集積がなかなか進まない状況にあります。令和6年度に鹿児島市が策定された地域計画でも、担う者を特定できなかった農地が計画面積の約3割を占めており、農地を将来に残していくことの困難さは増しています。

鹿児島市におかれではこれまで各種施策を展開し、担い手の確保・育成に努めておられます。担い手は横ばいの現状が続いております。そこで、新規就農者を増やし育成していくことは、将来の担い手の確保と持続可能な農業の実現につながることから、補助事業に限らず新規就農者への各面からの支援充実を図るとともに、新規就農者が仲間を増やし知識を得る機会とするため、農業経営基盤強化促進法に基づく地域の協議の場等への参加を呼びかけ、議題も工夫する等ご検討ください。また、農業を継ぐ決断をし、親元就農した後継者が十分な知識と経験を積み、できるだけ早期に認定農業者となれるよう、後継者支援にも意を用いてくださいますようお願いいたします。

## 3 農地の集積・集約化に係る課題への対策について

農地等の集積・集約化に取り組む農業委員会では、農地借り上げに理解を示す農業者に農地貸借の働きかけを行いますが、逆に借り上げに伴うリスク話を伺います。農道や農業用水路などは、それにまつわる地域の受益者が共同して草刈りや泥上げなどしてきた歴史がありますが、農業廃止等した農業者から農地を借り上げたところ、農業廃止等した人数分だけ共同作業への参加者が減り、その分が借り上げた人の負担増として重くのしかかるとのことです。特に条件の悪い中山間地域では、共同作業どころか1人で山間から農地まで伸びる長い距離を管理している農業者もおります。既存の農地流動化対策事業では、借り上げた農地面積に比例して助成しておられますが、農道、農業用水路の維持管理の視点追加やそもそも対象者の条件についても改めてご検討ください。

鹿児島市が所管する農道、農業用水路の日常の維持管理は、過去の歴史を踏まえたうえで受益者が担うことを基本とする考え方に対する理解はいたしますが、時代の変化とともに農業を支える人数が減っている現状及び将来の農業の持続発展を鑑み、農地集積の観点からも新たな対策をご検討くださいますようお願いいたします。

また、中山間地域等直接支払制度は、草刈り作業の共同化などを含む農業生産条件の不利な中山間地域等において農用地を維持・管理するための制度であり、鹿児島市でも予算措置しております。つきましては、鹿児島市の農業事情に沿った中山間地域等直接支払制度の活用方策などの地域への周知や同制度の活用をテーマにした地域での話し合いの場の設置をご検討くださいますようお願いいたします。

## 4 物価高騰等に対する支援について

	<p>物価高騰や円安等の影響を受けた生産資材価格の高騰は農業経営を圧迫しており、肥料価格は5年前に比べ約4割上昇する中、国の食糧・農業・農村基本計画においては、「国内には、堆肥、下水汚泥資源等の資源が存在しており、これらへの代替転換」が「将来にわたって持続可能な生産への転換を実現する。」と記述されております。</p> <p>鹿児島市には下水汚泥資源として「サツマソイル」があり、鹿児島県農業開発総合センターの試験においては一定の結果が出ているようですが、生業として営む農業にも適するのか確認していただき、そのうえで有効活用に資する施肥を含む具体的な作型例とその普及策を検討していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、天候不順や夏の酷暑、冬の急な寒の入りは稻や野菜の生産量に大きく影響し、年間を通じた安定した生産の乱れは価格の乱高下を招き農業経営を不安定にします。農業委員会は地域農業者の相談役としての役割を有していることから、高温耐性品種や近年の気候に適した作型の研究とその情報提供にもご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「19番委員」挙手あり]</p> <p>はい、19番委員どうぞ。</p>
19番委員	<p>アグリタウン小山田で営農しているものです。アグリタウン小山田も25年になるんです。結構古い機械だったり、いろいろ資材交換するわけで、本当にありがたい提言だと思っているのですが、4の物価高騰等に対する支援について、値段の設定が30数年前位と同じだということで、大変な思いでやっているわけですが、この中に遮光資材も張り替えないといけない地域があります。高品質の資材の情報提供も大事なことだと思いますので、そこら辺も踏まえて、もう少し価格高騰に対する支援について足していただければありがたいなと思います。</p>
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題9、「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次の第5回総会で再度審議したいと思います。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 34ページ～38ページ 5件	
議 長	報告事項1 「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、2番委員お願いします。
2 番 委 員	<p>報告します。34ページです。            照会日：令和7年5月28日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年6月6日 鹿児島地方法務局へ報告済。            次に、35ページです。            照会日：令和7年6月2日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年6月6日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>報告します。36ページです。            照会日：令和7年6月4日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年6月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>報告します。37ページです。            照会日：令和7年6月11日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年6月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、吉田、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>報告します。38ページです。            照会日：令和7年5月23日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年6月2日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 39ページ～41ページ 17件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 42ページ～48ページ 13件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 49ページ～52ページ 8件	

**5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について**

**53ページ～63ページ 15件**

議長	<p>次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」          報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」          報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」          報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」          それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>39ページをお開き下さい。          報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。          この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は17件です。          登記地目別では、田8筆、3,876.00m<sup>2</sup>、畠26筆、          14,336.89m<sup>2</sup>となっております。取得した事由別数は、相続が17件、          権利の種別は、所有権が17件。農業委員会によるあっせん等は、無が17件となっております。          40ページから41ページは、農地法第3条の3関係の内容です。          お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、42ページをお開き下さい。          報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。          これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。          転用目的別では、第4条関係では、上から順に一般住宅が1件、駐車場が2件、          その他が1件、合計4件となっております。          第5条関係では、上から順に一般住宅が8件、駐車場が1件、合計9件となっております。          43ページから44ページは、4条関係4件、45ページから48ページは、          5条関係9件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、49ページから52ページをお開き下さい。          報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。          吉田地区、喜入地区で各2件、松元地区で3件、郡山地区で1件、合意解約の通知が出ております。          お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、53ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において審議いただいた「同計画に係る意見書に関する件」について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権7件、13筆、15, 987. 00 m<sup>2</sup>、使用貸借権8件、17筆、10, 275. 93 m<sup>2</sup>、合計15件、30筆、26, 262. 93 m<sup>2</sup>です。</p> <p>54ページから63ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<b>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料4 85件</b>	
議長	<p>次に、報告事項6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料4です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料4ご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計85筆の非農地判断を実施して頂いております。</p> <p>実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
<b>7. 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正について 別冊資料5</b>	
議長	<p>次に、報告事項7 「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の修正について」を審議します。別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、5月総会におきまして一度周知の方を承認をいたしておりますが、今回6月末の公表にあたりまして、再度数値等の精査をいたした結果、修正が生じたため、その修正点について報告いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p><b>II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標</b></p> <p>(1) 農地の集積 ③実績</p> <p>目標に対する達成状況</p> <p>5月総会では95.55%でしたが、95.20%に修正しております。</p> <p>集積率で計算すべきところを集積面積で計算していたため、正しい数値に修正したものです。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>(2) 遊休農地の発生防止と解消 ③実績</p> <p>今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積</p> <p>5月総会では143.27haでしたが、147.52haに修正しております。</p> <p>今年度の目標に対する達成状況</p> <p>5月総会では239.1%でしたが、246.19%に修正しております。</p> <p>数値を再度精査した結果、修正となっております。</p> <p>(3) 新規参入の促進 ③目標</p> <p>権利移動面積が、5月総会では3年度、4年度、5年度と直近の3年間の数字を記載していたが、6年度当初の目標の設定時に記載した年度を記載するようにと県から指示がありましたので、その6年度当初の目標の設定時に記載していました、30年度、元年度、2年度の数値に戻しております。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p><b>【推進委員等の点検、評価結果】</b></p> <p>目標に対し期待を上回る結果が得られた 17名から14名</p> <p>目標に対して期待どおりの結果が得られた 6名から9名に修正しております。</p> <p>再度、個人ごとの活動記録簿の点数の計算を精査した結果、人数の変更があつたものです。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p><b>III 事務の実施状況</b></p> <p>2農地法第3条に基づく許可事務及び3農地転用に関する事務</p> <p>こちらの1年間の処理件数は、5月総会では暫定の統計結果を入れていたのですが、統計結果が確定しましたので、それぞれ165件と197件に修正しております。</p> <p>以上です。</p>
-----	---

議長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午前11時05分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事務局	・令和7年度第5回総会（月例）開催日時は、 7月28日（月）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉会（午前11時10分）